

介護福祉士実務者研修を受講する方を応援します！

令和8年度 介護福祉士実務者研修受講資金貸付 募集要項

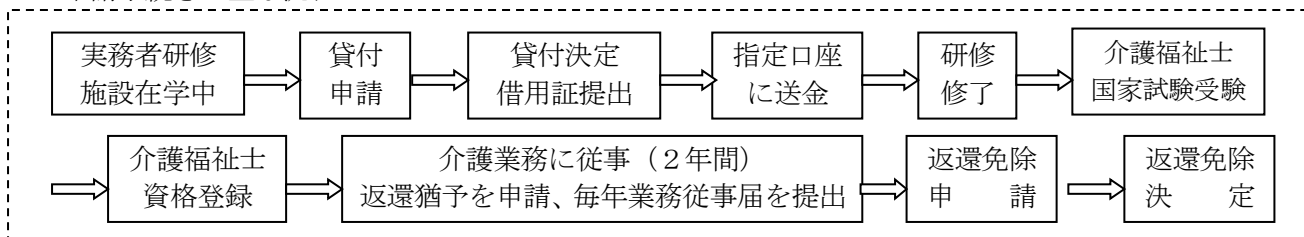
1. 介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の概要

(1) 貸付制度の概要

介護福祉士実務者研修施設等（以下、実務者研修施設）に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方に研修費用等を貸付けます。実務者研修施設を卒業後、介護福祉士の資格を取得し、山形県内（※）の社会福祉施設等で介護等の業務に2年間従事した場合は、返還が免除されます。

（※）国立障害者リハビリセンター等で従事する場合など、一部県外も含みます（以下、同じ）

＜申請手続きの主な流れ＞



【令和8年度の募集期間と募集人数】

第1期	令和8年 5月 8日（金）まで
第2期	令和8年 7月 3日（金）まで
第3期	令和8年 9月 4日（金）まで

	第4期	令和8年12月 4日（金）まで
	第5期	令和9年 2月 5日（金）まで

募集人数は各募集期間とも 概ね13名程度

(2) 貸付対象者（①から③のすべてを満たす方）

- ① 実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指している方
- ② 実務者研修施設を卒業（修了）した日又は業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日から1年以内に、介護福祉士の資格を取得・登録し、山形県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事しようとする方
- ③ 他の都道府県の本資金を借り受けていない方
 - ※ 申請時点で既に実務者研修施設を卒業(修了)された方は対象外となります
 - ※ 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。
 - ※ 職業訓練として実務者研修を受講する場合は、貸付対象外となります。

(3) 貸付内容

貸付金額 20万円以内（受講料・実習費・教材費、国家試験受験手数料、その他必要経費）
貸付利子 無利子（ただし、返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。）

(4) 資金の交付

貸付契約後、一括交付します。

(5) 連帯保証人（原則、アからウのすべてを満たす方が1名必要です。）

- ア 貸付申請者とは別に生計を営んでいる方
- イ 山形県内に住所を有する方
- ウ 65歳未満の方で、市町村民税を課税されている方
 - ※ 申請者が未成年の場合は、別途、法定代理人も連帯保証人として必要です。
 - ※ 法人が連帯保証人となる場合はその要件や留意事項、必要書類等を別紙「社会福祉法人山形県社会福祉協議会 法人の連帯保証について」に記載していますので必ず御確認ください。

(6) 返還の免除

実務者研修施設を卒業（修了）した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日）から1年以内に介護福祉士の資格を取得し、資格登録を行って山形県内の社会福祉施設などで介護等の業務（※）に就き、2年間引き続きその業務に従事した場合は、返還が免除されます。

（※） 返還免除対象となる介護等の業務とは、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務となります。

(7) 返還

介護福祉士未登録、介護職を離職し他産業へ転職、又は県外への転就職等の場合は、返還が必要です。返還は一括とします。実務者研修を修了し、疾病等により業務に従事できなくなった等の場合のみ月賦による返還が可能です（返還期間12か月以内）。返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。

※ 申請書類等の様式は山形県福祉人材センターのホームページからダウンロードできます。
<https://www.ymgt-shakyo-j2.info/>

2. 申請の手続き

(1) 申請に必要な書類（個人が連帯保証人の場合）

- ① 連帯保証人が個人である場合：実務者研修受講資金貸付申請書（第1号様式）
- ② 業務従事施設からの推薦状（第2号様式）
- ※ 現在、介護福祉士国家試験受験資格の実務経験対象となる施設等で業務に従事していない方は提出不要
- ③ 実務者研修施設の受講証明書（第3号様式）
- ④ 住民票謄本（世帯員全員が記載された住民票、発行後3ヶ月以内、個人番号以外省略のないもの）※外国籍の方は、国籍、在留資格、在留期間等、在留期間等の満了日、通称などは省略しないでください。また、在留カードの写し（表面・裏面とも）も御提出いただきます。
- ⑤ 申請者、申請者と生計を一にする世帯員の収入を証明する書類
 - ア) 給与所得のみの場合
→ 源泉徴収票の写し又は所得証明書（直近の給与支給明細書の写しを添付）
 - イ) 営業所得、農業所得、年金収入など給与所得以外の所得がある場合
→ 確定申告書の写し又は所得証明書
→ 年金振込通知書若しくは公的年金等の源泉徴収票の写し又は所得証明書
- ⑥ 連帯保証人が市町村民税を課税されていることがわかる書類（市町村が発行する「市町村民税・県民税課税証明書」又は「給与所得に係る市町村民税・県民税・森林環境税 特別徴収税の決定通知書」の写し）
- ⑦ 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- ⑧ 返信用封筒（角2号 240mm×332mm）・通信用切手（180円分の切手）
返信用封筒に返送先の住所・氏名を明記してください。切手は貼付してください。

※法人が連帯保証人となる場合の申請書類は別紙「社会福祉法人山形県社会福祉協議会 法人の連帯保証について」をご覧ください。

3. 貸付可否の決定（事務手続きの予定）

各募集期間の締切り後、提出された書類を審査し、貸付の可否を決定します。その後、貸付が決定した方と契約締結（借用書等の提出）し、貸付金を指定口座に一括で送金します。（審査決定から送金まで4週間程度かかります。）

4. 申し込み先・問い合わせ先

※ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。
社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター
〒990-0021 山形市小白川町2丁目3-30 電話 023（633）7739